

令和5年7月18日

7月14日からの大雨で被害に遭われた皆様に対する 「特別相談窓口」の設置について

このたびの大雨で被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

当秋田県信用組合では、被害に遭われた皆様からの、ご融資やご預金に関するご相談に対応する「特別相談窓口」を全店に設置しておりますので、お知らせいたします。

1 特別相談窓口の設置場所

秋田県信用組合の全店

2 窓口でご対応させていただく内容

(1) ご融資に関するご相談

災害復旧にむけたご融資の受付および既存借入のご返済相談等についてご対応させていただきます。

(2) ご預金に関するご相談

通帳、証書またはご印鑑を紛失されたお客様につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、払戻し、再発行の手続き等についてご対応させていただきます。

(3) その他災害に関するご相談

汚れた紙幣の引換え等に関するご相談に対応させていただきます。

《ご案内》

各営業店窓口へお問い合わせ下さい。

本店	018-833-7733	能代支店	0185-54-4166
泉支店	018-824-1381	花輪支店	0186-23-3260
土崎支店	018-845-2339	毛馬内支店	0186-35-2291
東支店	018-835-2808	大館支店	0186-43-3434
手形支店	018-884-1460	大館駅前支店	0186-44-5111
鷹巣支店	0186-62-1480	田代支店	0186-54-3307
森吉支店	0186-72-4181	比内支店	0186-55-3088
合川支店	0186-78-2150		

令和5年7月7日からの大雨により 被害を受けられたお客様への対応について

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預貯金者であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) 届出の印鑑がない場合には、拇印にて応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
また、当該預金等を担保とする貸付にも応じます。
- (4) 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとします。
- (5) 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮します。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- (7) 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けているお客様の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
- (8) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。
- (9) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮して取扱いをします。

以上

令和5年7月18日
秋田県信用組合

けんしん被災者支援ローンの取扱いについて

(1) 商品内容

・法人および個人事業主の方

資金用途	ご融資金額	ご融資利率	ご融資期間
水害被害に関わる 運転資金および設 備資金	1,000万円以内	当組合所定利率	最長10年

・個人の方

資金用途	ご融資金額	ご融資利率	ご融資期間
住宅修繕、自家用 車修理・購入等、 水害被害に関わる 消費資金	500万円以内	当組合所定利率	最長10年

※その他条件は、現在取扱中の商品内容に準じます。

・取扱期間

令和5年7月18日（火）から10月31日（火）

(2) その他

- ・罹災証明書等は必要ございません。
- ・融資のご利用にあたっては、当組合所定の審査がございます。
- ・ご不明な点は、お取引店舗もしくは最寄りの営業店までお問い合わせください。

以上